

小樽市立高等看護学院関係者評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 小樽市立高等看護学院（以下「学院」という。）に学校教育法施行規則第100条の3に規定する外部評価を実施する機関として、小樽市立高等看護学院関係者評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学院の自己評価の結果に基づき、第三者の立場から評価・意見し、学院は、その評価・意見を尊重して、教育活動等の向上及び組織の活性化に活用しなければならない。

(評価項目)

第3条 評価項目は、次に掲げる項目とする。

- (1) 教育理念および組織
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 学生の募集及び入学に関する事項
- (4) 学校の講師・実習施設の選定に関する事項
- (5) 学生の単位・卒業認定に関する事項
- (6) 学生の就職に関する事項
- (7) その他学院長が学校の運営に関し必要と認める事項

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次に掲げる者のうちから、学院長が委嘱する5名以内の委員により構成する。

- (1) 臨地実習施設の関係者
- (2) 教育に関し知見を有する者
- (3) 本校卒業生の代表者
- (4) その他学院長が必要と認める者

2 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学院長が指名し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

- 4 委員会は、学院長が招集し、委員長が議長となる。
- 5 委員会は、委員の過半数の出席者がなければ開催することができない。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学院が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月 日から施行する。